

北島町子どもの読書活動推進計画 (第三次推進計画)



はじめに

子どもたちの読書活動は、豊かな心を育み学ぶ力や生きる力の基盤を築く上で大変重要なものです。そして、読書から得たものは、今後の人生をより深く豊かにしてくれるものです。読書をすることにより想像力は高められ、それにともなって自分はどう生きてらいいのか考えるようにもなるのです。

近年、急速に進展するデジタル化のなかで、スマートフォンなどIT機器の普及により、多くの情報があふれています。その中から正確で有効な情報を見極め有効に活用していく、情報リテラシーを身につけることがこれからの時代には求められます。この力を身につけるためには、様々な活字に触れる読書体験を重ねることが有効です。それぞれの媒体の特性を理解した上で、活字に触れ知識を増やし、判断力を養い、読解力を鍛える必要があります。これらのことは子どもにとって決して容易なことではありません。子どもたち一人ひとりが身近に本と出会うことができる、思いのままに読書を楽しむことができる環境作りがこれまで以上に求められています。

本町においては、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備・社会的気運の醸成を図るため、平成27年3月に北島町子どもの読書活動推進計画を策定し、令和2年3月に第二次推進計画を策定しました。このたびこれらの推進計画の基本的な考え方を引き継ぎつつ、その成果や課題等を検証した上で、北島町子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)を策定いたしました。

本計画に当たり、ご協力をいただきました皆様方に心より感謝申し上げますとともに、今後とも読書環境の充実や関係機関の連携、読書活動に関する普及・啓発活動の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様をはじめ、関係する皆様の一層のご支援、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

北島町教育委員会

教育長 天羽 俊夫

《 目 次 》

第1章	第二次推進計画の成果と課題	
1	第二次推進計画策定後の情勢変化	1
2	第二次推進計画の成果	4
3	第二次推進計画の課題	5
第2章	第三次推進計画策定の基本的な考え方	
1	北島町子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）策定の趣旨	7
2	基本方針	7
3	第三次推進計画の体系	9
4	計画の期間	9
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	
1	家庭における子どもの読書活動の推進	10
2	こども家庭センターにおける子どもの読書活動の推進	11
3	保育所における子どもの読書活動の推進	11
4	幼稚園における子どもの読書活動の推進	12
5	小学校における子どもの読書活動の推進	13
6	中学校における子どもの読書活動の推進	14
7	児童館における子どもの読書活動の推進	15
8	町立図書館における子どもの読書活動の推進	16
9	ボランティアによる子どもの読書活動の推進	18
第4章	子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成	
1	関係諸機関・組織の連携	19
2	社会的気運の醸成	19
	巻末資料	21

第1章 第二次推進計画の成果と課題

1 第二次推進計画策定後の情勢変化

「北島町子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）が令和2年3月に策定されてから、本町の子どもの読書活動を取り巻く社会情勢、国の関連法整備状況、県内・町内の教育諸施策も大きく変化しました。

【全国】

(1) 「子どもの読書活動」に関連する法制上の整備

- ・令和4年「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」において、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準※の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。
- ・令和5年3月には5か年計画の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次計画）」が策定され、市町村においては子どもの読書活動の推進のための必要な環境及び体制を整備するとともに、計画の見直しを行うよう努めることとされました。

※学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館のすべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

(2) 新学習指導要領の全面实施（小・中・高）

- ・小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から全面实施されています。
- ・言語活動の充実に加え、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること、また地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等が求められています。

(3) 第四期「教育振興基本計画」の閣議決定

- ・教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画「教育振興基本計画」の第四期となる計画が令和5年6月に閣議決定されました。

- ・計画の中では、子どもの読書活動推進に関する基本計画等に基づき、不読率の低減に向け公共図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実多様な子どもの読書機会の確保、子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発活動を通じ子どもの読書活動を推進するとされています。

また、電子書籍の活用やデジタル社会に対応した読書環境の整備にも、取り組んでいくこととしています。

(4) 図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議の設置

- ・令和6年10月には、今日の図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けた検討を行う「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」が設置されました。第1回の有識者会議が令和6年12月に開催され、その後も会議を重ねています。その内容は広く一般に公開されています。

【徳島県】

(1) 「徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）」の策定

- ・令和6年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）」が策定されました。

国の法律や基本計画に基づき、これまでの取組の成果と課題を明らかにし、社会の変化や子どもの読書環境を取りまく情勢の変化等を踏まえて、今後の施策の方向性が示されています。

- ・「本や新聞記事を活用して、調べよう、考えよう、伝えよう！」というテーマで「読書の生活化プロジェクトVI」（令和3～5年度）を推進しました。読書の生活化プロジェクトは第5次計画に移行されています。

(2) 「未来につなぐ読書推進事業」の推進

- ・これまでの「ひろがる読書推進事業」の一部を継続、拡充する形で、令和6年度より「未来につなぐ読書推進事業」が行われています。

牟岐少年自然の家でのブックキャンプなど多様な子どもへの読書体験と居場所づくりの支援が始まっています。

(3) 徳島県教育振興計画

- ・第4期振興計画（令和5年度～令和8年度）において、読書環境の更なる充実が必要とされています。心豊かに生きる教育の推進のため、

「徳島県子どもの読書活動推進計画」を着実に推進し、子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成や、読書活動の充実を図るための人材育成及び活用等、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境づくりを支援するとしています。

【北島町】

- (1) 学校・家庭・地域の連携・協力体制と推進のための情報収集と提供
リーフレットやホームページなどの活用に加え、北島町公式LINEにより情報提供を行い、読書活動の重要性について各機関を通じ、保護者を含め、町民への啓発に努めています。

また、図書館と学校の情報交換をより一層図ります。

- (2) 「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」における取り組み

「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）を中心に図書館・幼稚園・小中学校・ボランティア団体の連携をはかり、おはなし会や子どもの本の展示、ポスター等の活用による広報活動を行っています。

- (3) 学校図書の実充

教育委員会では、小学校、中学校に学校司書を配置しています。

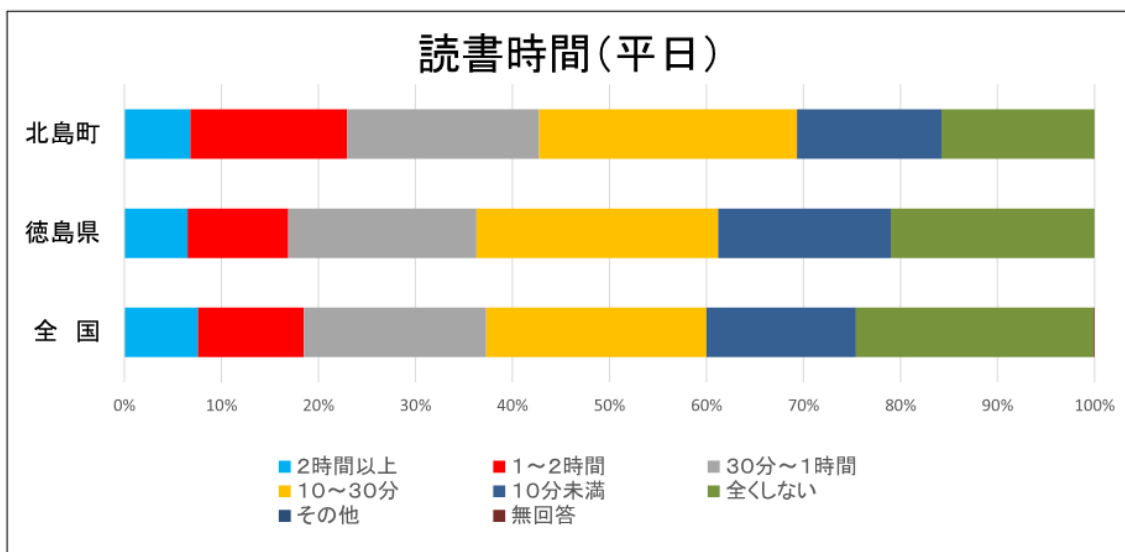
各幼稚園、小学校、中学校に毎年、図書購入費を予算計上し、学校図書の充実に努めています。

- (4) 児童生徒の読書習慣の状況

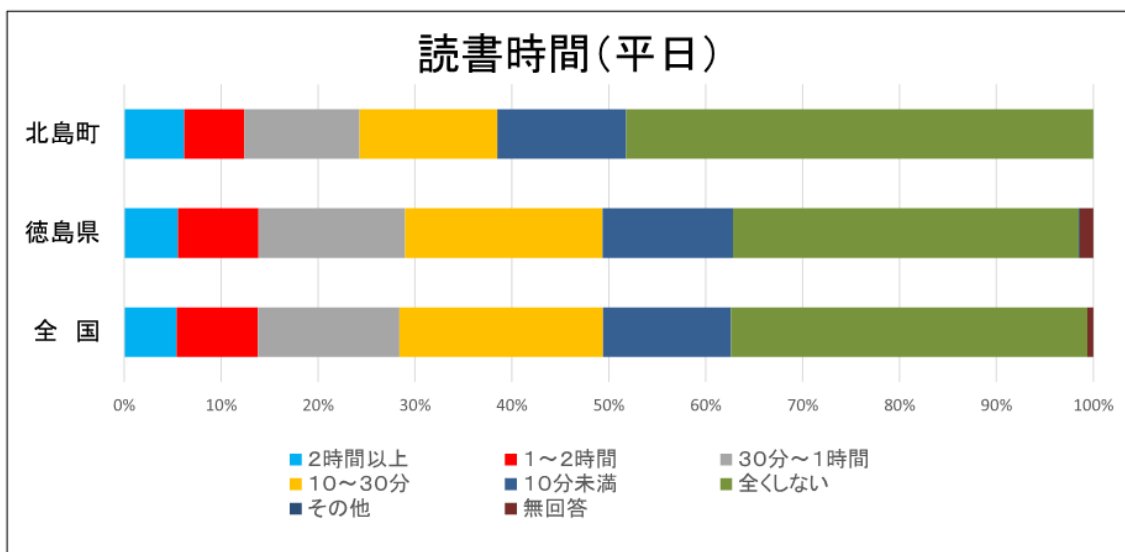
読書の習慣においては、学年が進むにつれて読まない子の割合が増える傾向にあります。北島町における令和5年度全国学力・学習状況調査（小学校6年生と中学校3年生の調査）のなかで、読書時間（平日）の状況において、小学生については、全国・徳島県より読書をしない割合は少ない状況です。しかしながら、中学生においては、全国・徳島県より読書をしない割合は多い状況となっています。

今後、読書意欲の向上施策や読書時間の確保等、学年に応じた読書推進策を講じる必要があります。

小学生



中学生



2 第二次推進計画の成果

第二次推進計画策定以降の取組の成果として、次のようなものが挙げられます。

- (1) 小学校、中学校における一斉読書を時間設定することにより、学校生活の中で読書に親しみ、楽しむ習慣が身につけてきました。
- (2) 保育所、幼稚園では、読書の楽しみを知ってもらうため、子どもの興味・関心や季節に応じた絵本の読み聞かせをしています。また保育所、幼稚園ともに絵本の貸し出しを行い、家庭での読書環境整備に努めました。

- (3) 小学校では読書カードを活用し、読書量の多い子どもを表彰したり、読んだ図書を紹介したりするなどの取組を行うことで、子どもが自発的に読書に取り組む姿が多く見られるようになりました。中学校ではデータベースを活用し、貸出冊数の多い子どもを表彰することで、子どもたちが自発的に読書に取り組む姿が見られるようになりました。
- (4) 学校の図書室（以下「学校図書館」という。）では、平成27年度から小学校、中学校に学校司書を配置し、児童生徒が興味を引くような図書の案内や掲示板等のレイアウトに工夫をこらし、読書の推進に努めました。小学校では令和7年度に図書室管理システムの導入が完了し、蔵書管理の効率化につながっています。中学校では令和元年度に図書室管理システムを導入し、蔵書管理の効率化を図りました。また、子どもたちと一緒に巡回図書案内を行い選書を行うことで、子ども自身が読みたい本を蔵書に加えることができました。
- (5) 図書館では、子ども向け図書や視聴覚資料の充実を図り、個人への貸出、学校等への団体貸出を推進しました。児童書貸出冊数は策定前に比べて、年間約20,000冊増加しています。
- (6) 各幼稚園や学校図書館や町立図書館では、子どもの自主的な読書活動の契機となるような情報提供に努めました。
- (7) 各幼稚園や小学校、図書館等での読み聞かせボランティア団体の活動が定着し、地域の子どもの読書環境が充実しました。
- (8) こども家庭センターと図書館との連携により行っている「ブックスタート事業」は、親子が絵本を通して、心ふれあう楽しいひとときを分かち合うきっかけづくりとなっています。
- (9) 児童館では、異年齢の児童の交流により、自主的に「読み聞かせ活動」をしようとする姿がみられました。また、絵本を行事に取り入れることによって、本に親しむことができます。

3 第二次推進計画の課題

第二次推進計画期間後の課題として、次のようなものが挙げられます。

- (1) 学校等での読書習慣は定着してきましたが、家庭での読書習慣が身につけていない子どもがいる現状があり、読書の重要性について保護者へのより一層の働きかけが必要です。

- (2) 読書への興味・関心には個人差があり、学年が進むにつれて、読書時間の減少が見られます。本を読む喜びや楽しさを伝え読書意欲の向上につながるように、家庭や学校がそれぞれの立場で読書の魅力や、素晴らしさをこれまで以上に伝えていくことが望まれます。
- また、中学校では図書館司書の常駐により利用者数や頻度は増加した一方で、図書館に関するアンケートでは、「利用したことがない」という子どももいるため、利用したことがない子どもに利用を促す工夫が必要です。
- (3) 平成30年度徳島県教育委員会生涯学習課が小学5年生と中学2年生を対象に実施した「子供の読書活動に関する意識調査」において、小学生児童の91.2%が学校図書館を「利用している」と回答したのに対し、中学生の65%が「利用しない」と回答しています。
- 児童・生徒の自主的・自発的な読書活動を充実する第一歩として、学校図書館の機能を強化し、学校の中で児童・生徒が本に触れる教育活動の充実が求められます。
- (4) 平成21年度から始まった「ブックスタート事業」は、絵本に興味を持ってもらうきっかけとなり、絵本を楽しむ習慣が根付いていくことも目的のひとつであるため、今後も継続的に事業を実施し、より一層事業の周知を図ることが必要です。
- (5) スマートフォンの普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワークサービス）等のコミュニケーションツールの多様化は、子どもを取り巻く情報環境に大きな変化を見せており、これらは、子どもの読書活動にも大きな影響を与えている可能性があります。
- 子ども達があふれる情報から正しい情報を見つけられる力、情報リテラシーを身に付けるために、たくさんの書物に触れることは非常に重要です。読書環境を整える努力を継続しながら、情報リテラシーに関する知識も付けられる環境整備が必要です。
- (6) 各幼稚園や小学校、図書館等での読み聞かせボランティア団体の活動が定着しているが、児童館においてもボランティア団体による読み聞かせの定着が求められます。

第2章 第三次推進計画策定の基本的な考え方

1 北島町子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう読書活動を推進する必要があります。

徳島県では、国の基本計画に基づいて、平成15年11月（第一次）、平成21年3月（第二次）、平成26年10月（第三次）、令和元年10月（第四次）、さらに第四次推進計画の成果と課題を踏まえて、令和6年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第五次）が策定されました。

本町では、法律・国の方針に基づき、また県の計画の趣旨を踏まえて、平成27年3月に（第一次）、令和2年3月に「北島町子どもの読書活動推進計画」（第二次推進計画）を策定し、子どもが主体的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備、社会気運の醸成に努めてきました。

第二次推進計画での成果と課題、あり方を踏まえ、社会や子どもを取り巻く環境変化を反映したものといえます。また、子どもが自主的・意欲的に本に親しむ力を育てるため、図書館等の機能強化を重視するため環境や体制の充実を図るものとして「北島町子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）を策定します。

2 基本方針

(1) 子どもの読書活動に対する理解と関心の普及

子どもに読書への興味を持たせるには、読み聞かせやおはなし会、読書する大人の姿を見せたりするなど大人からの働きかけが必要です。

特に保護者や教師、保育士等子どもたちに身近な大人の読書活動に対する姿勢が重要となります。

このような観点から、子どもの読書活動を推進する社会的気運を一層高めるため、まず子ども達の周りの大人に読書の意義や重要性について理解を深めてもらうとともに、子どもの読書活動を高めるための広報・普及・啓発活動を推進します。

(2) 子どもの読書活動のための環境整備

子どもの読書活動を推進するためには、子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさや喜びに気づき、進んで読書活動を積み重ねていくことができるよう、乳幼児期から読書に親しめるように配慮した環境づくりが重要です。

家庭・地域・学校においては、子どもが積極的に読書活動を行える意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努める必要があります。そのために、全ての子どもたちが、発達段階に応じて、自ら読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会の提供と環境づくりを推進していきます。

そして、子どもがいつでも自主的に読書活動ができる施設、設備その他の諸条件の整備充実に努めます。

(3) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた、社会全体での取組みが重要です。社会全体で目指す子どもの姿を共有したうえで、それぞれが担う役割を果たしながら、関係機関、民間団体とも綿密に連携・協働するなど、相互に協力を図ることが求められています。

このような観点から、家庭・学校・地域がそれぞれ連携・協力し、子どもの自主的読書活動の推進を図るための取組と、推進体制の強化を図ります。

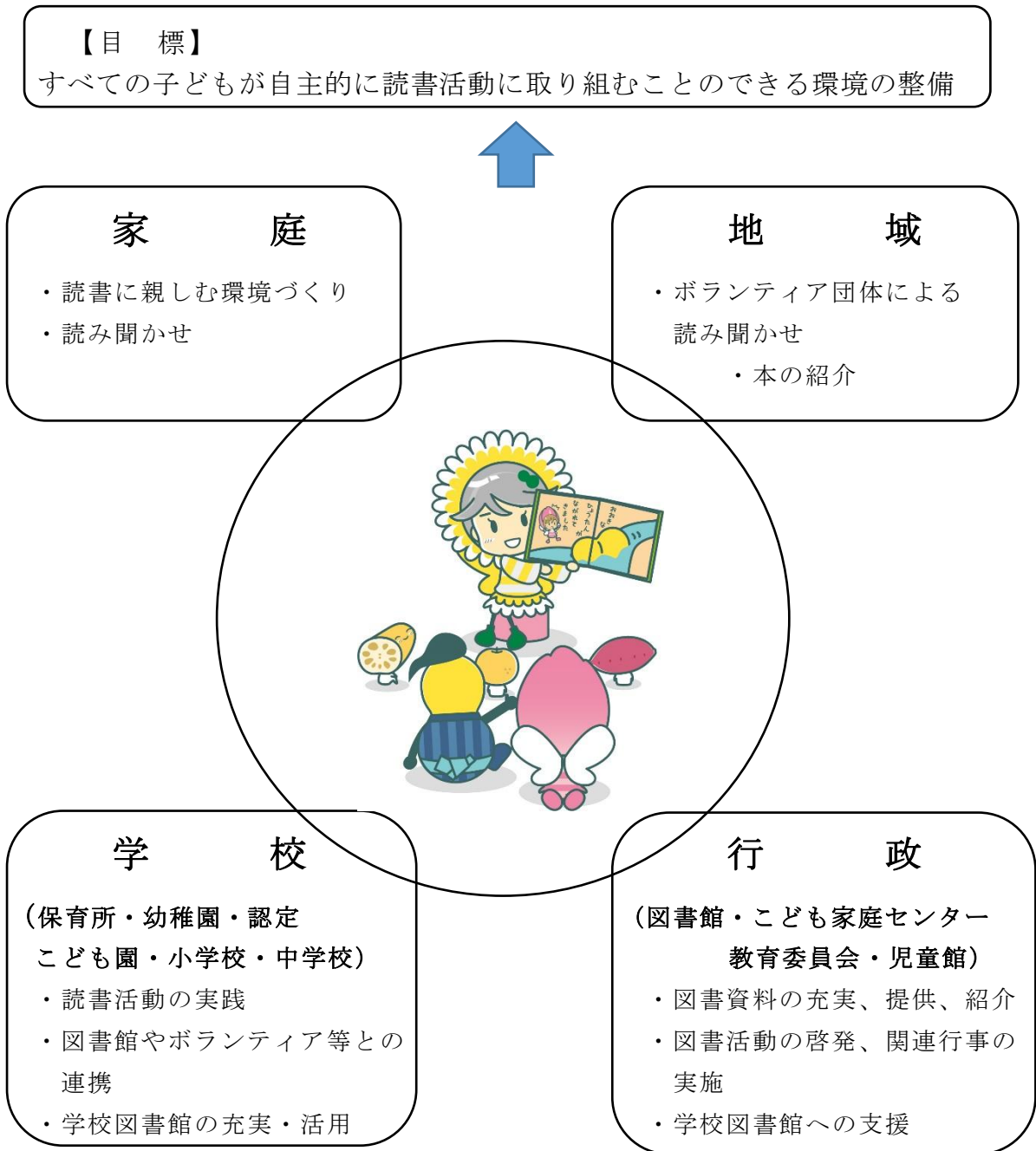
(4) 多様な子どもたちの読書機会の確保に対する取組

多様な子どもたちが、豊かな読書活動を体験できるような読書環境を整備することも忘れてはなりません。

本町では、様々な方法での読書機会の充実やニーズに応じた読書活動支援を行います。

3 第三次推進計画の体系

すべての子どもが、自主的に読書活動に取り組むことのできるために、本町においては、この「第三次推進計画」に基づき家庭・地域・学校・図書館など役場関係機関・ボランティア団体が相互に連携し、地域社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するための環境整備を図ります。



子どもの読書活動を推進するための社会的気運の醸成

4 計画の期間

計画の期間については、令和8年度から概ね5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書習慣は、乳児期・幼児期における読書環境が重要となります。

近年、スマホなどIT機器の普及により家庭内での多様なメディアとの関わりが激増しています。また、習い事の増加や生活スタイルの変化により、親子で一緒に本を読む時間や親子の会話などが減る傾向にあります。子どもの読書習慣の定着には、身近な大人が読書に親しむ姿を見ることがや親子で共に絵本を楽しむ経験が大きく影響します。

北島町では、読書時間が小学生は全国や県と比較して長い傾向にありますが、中学生になると全国と県に比べ「全く読書をしない」と答えた割合が多くなっています。（令和5年度全国学力学習調査より）

全国的に見ても、すべての年代で多くが「読書は大切」と回答したにも関わらず、不読率（1ヶ月0冊）は学年が上がるにつれ高い状況を推移しています。（2024年学校読書調査より）

こうした結果からも、家庭において、読み聞かせをはじめ、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切です。学年が上がっても、自主的に読書する時間や機会を作ることができる工夫も必要です。保護者が読書の意義について理解を深め、本を介した子どもとの関わり合いを楽しみながら継続することが重要です。

【具体的な取組】

- こども家庭センターと図書館が連携し、「ブックスタート事業」を通じて絵本に興味や関心を持っていただき、子どもの発達段階に応じた読書活動の重要性の啓発に努めます。
- 大人が子どもたちと一緒に読書を楽しむ家読（うちどく）を推進し、啓発に努めます。
- 家族ぐるみでの図書館利用や、読書活動に関する講演会、幅広い年齢層対象の行事を企画し参加を働きかけます。
- 図書館、幼稚園、学校などの関係機関は、広報、ブックリスト、家庭へのお便りなどを活用し、子どもの読書推進に寄与する情報を発信します。
- 広報活動にSNSを活用し、イベント情報等を各家庭にタイムリーに発信します。

2 こども家庭センターにおける子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

こども家庭センターと図書館の連携により「ブックスタート事業」を2ヶ月頃の乳児を対象とした健康相談時に実施しており、絵本の寄贈や読み聞かせ等を行い、家庭での読書活動の重要性について啓発しています。

近年では、核家族世帯、就労状況の変化に伴い家庭での育児の負担を強く感じることもあり、子どもとふれあう時間や心のゆとりがない家庭もあるようです。

しかし、乳幼児期からの絵本の読み聞かせをすることにより、子どもが本と出会うきっかけをつくるだけでなく、子どもの心身の発達、親子の良好な関係づくりにも大きな影響を与えます。

このことから、読書をとおして親子で楽しく本に親しめる環境づくりに取り組むことが重要です。

【具体的な取組】

- こども家庭センターと図書館の連携により2ヶ月頃の乳児を対象とした健康相談時に「ブックスタート事業」を実施し、絵本の読み聞かせや絵本の選び方、また図書館利用案内を行う等、家庭での読書活動の重要性について啓発していきます。
- ふれあい遊び教室では絵本の読み聞かせを行い、子どもが喜ぶ絵本の選び方の説明をしています。乳児でも視界に入りやすい大型絵本を取り入れることで保護者が子どもの反応を見て、絵本選びの参考にしてもらえるように取り組んでいます。また、自宅で絵本の読み聞かせをするときのポイントを伝える等、親子で楽しく本に親しめる環境づくりを推進していきます。
- 幼児健診では年齢に応じた絵本リストを掲示・配布したり、待ち時間に親子で絵本が楽しめるようにする等、読書活動を推進していきます。



3 保育所における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

乳幼児期に絵本や物語に親しみ、その楽しみを経験することは、その後の読書活動の基礎となります。そのため、この頃から、子どもの発達段階に応じた読書活動を支援し、家庭への働きかけを図ることが必要です。

保育所では、季節の行事や子ども達が好むテーマの本などを積極的に集め、自由に手に取ることができる環境作りをしています。また、保護者向けの育児

書も用意し貸出しを行うなど、親子で読書に興味関心を持ってもらえるような取組を実施しています。

課題としては、保護者の子どもの読書に対する興味や理解には大きな個人差があり、乳幼児期の読書経験の大切さが十分には浸透していないことです。

楽しんで絵本の貸出しを利用している親子もいますが、中には「まだ小さいから読んでもわからない」「読む時間がない」「破ったり傷めたりしてしまうから」といった声も聞かれます。

そのため、保育士による読み聞かせに加え、町立図書館司書による読み聞かせの時間を持ち、本に親しむ機会をできるだけ増やすように心がけています。

クラス便りに、年齢に合った人気の絵本を紹介したり、毎日の様子を伝え合ったりするなかで、乳児期から絵本にかかわることの大切さや、親子でスキンシップをとり、ぬくもりを感じながら読み聞かせをする大切さを知らせることで、子どもの読書活動を広めていく必要があると考えています。読み聞かせの回数を増やし、絵本の部屋の整備・整頓など読書環境を整え、まわりの大人も含め、もっと子どもの読書活動に興味・関心が持てるようにし、子どもの創造力を豊かに育めるように取組を進めていきます。

【具体的な取組】

- 子どもの成長に応じた資料の整備・充実に努めます。
- 関係機関や利用者から情報収集を行い、季節や年齢に合ったおすすめの本を、子どもや保護者にお便り等で紹介し情報発信に努めます。
- 本の紹介や展示を行い、保護者が読み聞かせや親子のスキンシップの重要性に理解を深める働きかけに努めます。
- 各種研修会に参加するなど読書の重要性について保育士の理解を深めます。

4 幼稚園における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町の公立幼稚園3園では、それぞれの園の特性を活かしながら読書活動の取組を行っています。園生活の中では、季節や行事・幼児の発達や興味関心に応じた絵本の読み聞かせを教職員が毎日行うことで、幼児は自分の体験と照らし合わせ再確認したり、様々なことを想像し、イメージをより一層豊かに広げていたりしています。お話の世界を楽しみつつ、いろいろな言葉に親しんだり、友達と一緒に感情体験を共有したりする姿を大切にしながら、題材や幼児の理解力などに配慮して絵本や紙芝居を選択し、幼児の多様な興味や関心に応じていくことが必要であると考えています。

また、教職員だけでなく、保護者有志やボランティアの方、小学生による読

み聞かせを行ったり、絵本コーナーの環境整備にも取り組んだりしています。

家庭への読書活動啓発としては、3園とも絵本の貸出しを行っています。幼児達が自ら選んで絵本を持ち帰り、家庭でも絵本に親しみ、絵本に出会う環境作りに努めています。その他、園だよりや掲示板で「読書の日」を設けたり、貸出しの人気ランキングを知らせたり、教職員による「おすすめ絵本」のコーナーを設けたり、1人1冊月刊絵本を配布し、園で活用後は家庭に持ち帰り、親子のふれあい読書をしてもらったりするなどの取り組みを行っています。

しかし、家庭により読書への意識の違いや定着の個人差があるのが現状です。そのことを踏まえ、今後、幼稚園で定着した読み聞かせなどの読書に親しむ活動を、どのように家庭へと繋げていくかということが大きな課題です。

【具体的な取組】

- 子どもの興味・関心・発達に応じた、様々な本の充実をはかり、心の育ちにつながるような読み聞かせの活性化を図ります。
- 子どもが絵本に親しみ、関心が高まるようなコーナーを作るなど、図書コーナーの配架方法や収納などを工夫し、環境作りに努めていきます。
- 教職員が読み聞かせや絵本に関する研修会に参加したり、ボランティアの方と連携をとったりしながら、資質の向上を図ります。
- 引き続き、「おすすめの本」や読み聞かせの様子などを、園だよりや掲示板で紹介し、読書の楽しさや重要性について、保護者への理解促進に努めます。



5 小学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

小学校では、学校図書館を核として、全児童に読書指導を行っています。本町の小学校3校では、朝の読書時間を設けることで、学校生活の中で子どもたちの読書習慣の定着を図ってきました。

また、教師やボランティアによる読み聞かせ、図書委員会による読書冊数調査や表彰、各学級での本の紹介、読書カードの活用、町立図書館との連携や読書週間の設定等、各校で児童と読書を結びつける様々な取組を工夫し実行しています。

その成果として、子どもたちは友達が紹介した本を借りようとしたり、休み時間に進んで読書をしたりと、自ら読書に親しむ姿が見られるようになってきています。

令和7年度には、本町の小学校3校で蔵書の電子化が完了し、蔵書管理や図書の貸出・返却作業の効率化が進められました。また、貸出状況や人気ランキング等のデータが可視化され、児童の読書傾向や好みを把握しやすくなり、効果的な読書指導に結びついています。

子どもの読書習慣の定着には、学校生活においてだけでなく、家庭での読書に対する保護者の理解と支援が重要です。そのため、各小学校では、月1回「家庭読書の日」を設定するとともに、週末ごとに、学校や町の図書館を利用して、家庭用読書の本の貸出を推奨するなど、家庭における読書習慣の定着に向けての啓発に取り組んでいます。

平成27年度から、町より学校司書が派遣されています。しかし、町内3校を兼務しているため、常時配置されているわけではありません。そのため、学校司書が日常的に子どもの読書活動の支援を行うことが難しく、学校図書館の充実にはなかなか結びつかないのが現状です。

児童を豊かな読書生活にいきざない、「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を果たすためには、運営のために必要な人材・財源の確保等の図書環境整備が、この三次推進計画においても引き続き課題といえます。

【具体的な取組】

- 全ての教職員が、言語活動の充実と読書活動の推進の重要性について共通理解を図り、ホームページなどを通じて、児童と保護者に家庭読書の推進・啓発に努めます。
- ブックリストや新着図書案内、児童によるおすすめの本の紹介活動など、図書や読書に関する情報の提供や更新を行い、児童の自発的読書活動を推進します。また、各学校の図書委員を中心に、町内3校の交流を通して読書活動への意欲の向上を図ります。
- ボランティア団体との連携を深め、読み聞かせや学校図書館の環境構成の工夫など、子どもが読書の楽しさに出会う場の形成に努めます。
- 国語科の読書単元をはじめとする各教科等の学習において、積極的に学校図書館を利用し、児童の幅広く読書に親しもうとする態度や、図書から得た情報を活用する能力の育成を図ります。
- 子どもたちが常に新鮮で興味をもてる本に出会えるよう、学校図書館の蔵書の充実と魅力ある書棚づくりに努めます。

6 中学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

中学校では学校司書が常駐しています。司書は新刊の本の紹介やポップ作成、季節の展示、特設コーナーの設置など、読書活動を活発に行える環境整備を行

うと共に、貸出返却作業などにも携わっています。図書館環境の改善、開館において、司書の果たす役割は大きなものがあります。夏休みなど長期の休みも定期的に図書館を開館し、読書に親しむ子どもたちが来館しています。蔵書をデータベース化したことによって、生徒の読書傾向や人気の本などがわかり、図書館運営の参考にしています。また、集計されたデータから貸出冊数の多い子どもに「ベストユーザー賞」や「グッドユーザー賞」などの表彰を行っています。図書館前の通路には中高生新聞を2紙とニュース雑誌を配架し、生徒が自由に閲覧できるようにしています。政治や学習、エンターテインメントなど様々な情報が掲載されており、興味のある紙面を読んでいる生徒の姿が見られます。

図書委員の活動としては、学級文庫の設置・運営をしています。図書委員は毎月本を選書し、それぞれの教室に本を配置しています。文化祭では「図書委員のおすすめ」として、「おすすめの本」を紹介するポップを作成・展示しています。ポップは文化祭後も図書室で紹介しています。

中学校の図書館は、司書が配置され、場所も生徒玄関の隣と環境に恵まれています。しかし、学校司書の常駐により利用者数や頻度が増加した一方で、図書館に関するアンケートでは、「利用したことがない」という子どももいます。そのため、新しい本の紹介や中学生に人気のある本の調査をし、配架することによって図書館を利用する子どもを増やしたいと考えています。

【具体的な取組】

- 「朝の読書」をはじめとする一斉読書など、読書活動の活性化を図ります。
- 蔵書をコンピュータ管理し、図書の新規購入や配架などに活かし、図書館の環境整備に努めます。
- 学級や各教科で図書館を情報活用の中核として利用できるよう、教職員が連携して蔵書の充実に努めます。
- ICTを利用して、委員会活動のさらなる活性化を図り、読書啓発を進めていきます。

7 児童館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

児童館は、健全な「遊び」の場を提供し、児童の心身の健康増進や情操を豊かにすることを目的とした施設であり、現在北島町には5館設置されています。図書室には、絵本や子ども向けの本、図鑑や紙芝居、漫画などを備えており、自由に出入りできることから、興味のある児童は自発的に読書を楽しんでいます。あまり本に関心を示さない子どもには、日頃の「遊び」の中で何か発見したり疑問や好奇心が芽生えた時に、図鑑で調べるように促すなど「本」に

親しむきっかけ作りをしています。また長期休業日には、昼食後に「読書タイム」を設け、本を読む習慣作りをしています。

児童館では異年齢の児童がともに時間を過ごすという環境から、高学年の児童が低学年の児童に自主的に紙芝居の読み聞かせを行っております。

職員も時々読み聞かせをしています。が、「読み聞かせの時間」として、定期的に全員を対象として実施している訳ではないため、興味のない児童は別の活動をしています。より多くの児童に読書に興味関心を持ってもらうためには、図書館やボランティアなどの外部の関係機関とも連携し、おはなし会を実施するなど多様な人の参画を得ることが必要だと感じています。

また、在宅の未就園児を対象とした親子フォロー事業を行っており、町立図書館の団体貸出を利用して、大型絵本の読み聞かせを行ったり、物語に沿った「遊び」を取り入れるなどして、絵本に親しみを持てるような活動をしています。

読書が楽しい「遊び」の一つになるよう、子ども主体の取り組みを進めていきます。

【具体的な取組】

- ボランティア団体との連携を深め、読み聞かせ会などの推進に努めます。
- 児童が読みたい本のニーズを把握し、幅広い年齢層の蔵書の充実に努めます。
- 日常の遊びや行事を通して読書に興味をもつように努めます。
- 保護者が読み聞かせの重要性について理解を深めるように努めます。

8 町立図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、多様な子どもたちが読みたい本を、いつでも自由に選び、読書の楽しさを知ることのできる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、読書について相談したりすることができる場所でもあります。地域の読書活動を支える拠点として、子どもたちが、身近なところで家族とともに読書に親しめるよう環境整備を進めてきました。

令和7年1月に図書館システムを更新しました。トップページのデザインを見やすくし、Web 利用者カードや新着図書配信サービスなど新しいサービスも加えてより利便性が高まりました。自館における予約サービス、県立図書館の取り寄せサービス、遠隔地返却、いずれの利用率も上がっておりさらなるサービスの向上に努めています。

子どもの読書活動推進の行事としては、ボランティアの協力を得て「おはなし会」を実施し、「夏休み」等の長期休みや「子どもの読書週間」「読書週間」

にあわせてもおはなし会等の取組を行っています。さらにこども家庭センターへ出向いてのブックスタート事業、保育所での「読み聞かせ」などを図書館職員が継続して行い、乳幼児期から成長に合わせ読書に親しむ環境づくりと親しみやすい図書館づくりに努めています。また小学生の図書館見学や中学生のインターンシップの受け入れを行い図書館を知るきっかけ作りを行っているほか、学校司書・担当教諭との意見交換会を行い、団体貸出実施など連携を図っています。

広報活動としては、図書館だより、北島町報、町のホームページ、新聞、雑誌、情報提供サイト、LINE配信なども使い情報発信に努めています。

次に、図書館の利用状況では、コロナ禍の影響を受け令和2年度にはおよそ154,000冊にまで減少した総貸出し冊数が令和4年度以降は170,000冊を越え、大幅に増加しています。児童書の利用については年々増加傾向が見られ、一次計画当初の平成26年度を基準とすると令和6年度の児童書貸出冊数は140%と順調に増加しています。読書に親しむ習慣のついた子どもたちが家族とともに図書館を利用していることがうかがえます。しかしながら、小学校高学年、中学校と年齢が上がるにつれ来館する姿が減る傾向は否めず、読書習慣の定着している子と習慣のない子の二極化は進んでいると考えられます。現状にとどまらず取り組みを続けていく必要があります。

これらのことをふまえ、今後もさらに関係機関との連携を深め、図書館へ足を運んでもらえるような働きかけを継続していくことが大切です。発達段階にあわせた資料や視覚的・聴覚的に配慮された資料を揃えるとともに、小学校高学年から中高校生へのアプローチを検討し、すべての子どもたちが、図書館や読書をより身近に感じることができるように取り組む必要があります。

【具体的な取組】

- 継続して児童書の充実や情報収集に努め子どもたちと本との出会いの創出を図ります。
- 中高生を対象とした「ヤングアダルト資料」を充実します。
- 関係機関と連携を深め「ブックスタート事業」を継続します。
- 子どもと保護者が一緒になって読書に親しむ機会をつくるため、ボランティアや他機関と連携しイベントを開催する等、読書への関心を高めるように努めます。
- 新着図書案内、企画展示などを実施し、情報発信します。
- りんごの棚※の充実を図るなど、多様な子どもたちの読書活動を支援します。
- 一日図書館員、職業体験、社会科見学などを受け入れ、子どもたちが主体的に図書館や読書に興味関心を持つきっかけ作りをします。
- 県立図書館や他の公共図書館と連携し、所蔵していない資料の貸出しやレファレンスサービス※の充実に努めます。
- 学校、幼稚園、保育施設などの読書環境充実のため、団体貸出しを促進し支

援体制の強化を図ります。

- 図書館職員は各種研修会に参加するなどし、資質の向上に努めます。
- 保護者やボランティアを対象に、本の紹介と読み聞かせ講習会等を実施し、子どもと読書を結びつける人づくりを行います。

※りんごの棚：さまざまな理由により、本を読むことが難しい人へむけた「誰でもかんたんに読むことができる本」を集めた本棚。

※レファレンスサービス：情報を求めている利用者に対して、必要とされる情報や資料を提供する図書館の業務。

9 ボランティアによる子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

北島町では、幼稚園・小中学校をはじめ多くの施設で、読み聞かせボランティアが活動し、子どもの読書活動の推進に協力しています。

町立図書館では、おはなしワンワンくらぶが「おはなし会」と年に一度の「クリスマス会」、四国大学の学生による「おはなし会」、外国絵本のおはなし会が「外国絵本のおはなし会」、年2回アマチュア人形劇団べんべろべえが小さな子ども向けの読み聞かせや人形劇を開催しており、その熱心で活発な活動は子どもの読書活動の推進に大きく寄与しています。

このようなボランティアの活動は子どもの自主的な読書活動を推進するとともに、大人にも子どもの読書に関する理解や関心を深める機会になるなど、社会的気運の醸成にも大きく関与しています。

読み聞かせが与える効果は幼児だけに限ったことではないということを、多くの人に知ってもらい、地域全体で子どもの読書活動の推進を進めていく必要があります。今後もボランティア団体同士や関係機関との連携・協力を図り、情報交換を行い、活動を促進していくことが期待されます。

【具体的な取組】

- こども家庭センターや幼稚園・学校と連携し、読み聞かせ活動を実施します。
- 町立図書館と連携し、読書の楽しさを体験できるクリスマス会やおはなし会を行い、子どもの自発的な読書活動につながるよう支援をします。
- 町立図書館やボランティアメンバーと読み聞かせに適した本などの情報交換を行い、子どもの読書活動を推進します。

第4章 子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成

1 関係諸機関・組織の連携

【現状と課題】

現在、北島町では、図書館や小中学校などの教育関係機関、保育所やこども家庭センターなどの子育て関係機関、ボランティアなどが、各分野で子どもの読書活動推進のための取組を行い、連携や協力する取組も実施しています。

この第三次推進計画を実行するためには、それぞれが現在の状況を確認し、課題を見だし、解決していく姿勢を維持することが重要です。

その上で、関係諸機関や組織が連携することによって、さらに多くの人の協力体制が確立し、課題解決のための大きな力となります。

【具体的な取組】

- 読み聞かせやブックトーク、資料の広報活動などの知識や技術の向上のための研修会の情報提供や参加を推進します。
- 学校図書館と町立図書館が情報交換し、連携を密にしていきます。
- 各教科や総合学習の時間に利用する資料の充実を図ります。

2 社会的気運の醸成

【現状と課題】

子どもが、楽しみながら進んで本を手にし、読書に親しむためには、読書活動に関する情報が、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが大切です。そのためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。

そこで、子どもが読みたいと思う本や、子どもに読んでほしい本、家庭や学校、地域社会で行われる様々な読書活動やイベント情報を収集し、積極的に提供するとともに、あわせて読書活動の意義や重要性についての啓発を図り一層の読書活動推進を行います。

また、「子ども読書の日」（4月23日）「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）など国の広報事業を活用し、子どもが読書に興味や関心を深める事業に取り組みます。

【具体的な取組】

- 学校や図書館において、推薦図書の見出し・紹介に努めます。

- 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」を中心とし、ポスター等を活用し情報提供を図るとともに、子どもが読書に興味や関心を深める取組を実施します。
- 「町報きたじま」や町のホームページ、また町公式LINE等のSNSを活用し、情報提供に努めます。
- 保護者や教職員などと連携し、子どもの読書活動推進のための研修に努め、積極的に啓発します。

【 資 料 】

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化

その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○徳島県読書活動の推進に関する条例

(平成二十九年三月二十一日)

(徳島県条例第二十二号)

徳島県読書活動の推進に関する条例をここに公布する。

徳島県読書活動の推進に関する条例

読書活動は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、文化的で豊かな社会の構築に主体的に寄与する一つの方策となる。

近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となっており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まっている。

こうしたことから、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高め、家庭、学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に創立百周年という大きな節目を迎え、これまで取り組んできた催しや他の図書館との連携を更に推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求められている。

ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もって県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

(基本理念)

第三条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることに鑑み、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければ

ならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民との協働により読書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、県民に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、学校等が、それぞれの学校等の特性及び個人の発達段階に応じ、読書に親しませることにより読書の楽しさを伝え、読書習慣を形成するための取組を行うことを支援するものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、インターネットを利用した徳島県立図書館と県内の公立図書館等との間における図書の検索及び図書の相互貸借のための情報の共有を促進するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）第九条第一項の規定に基づく徳島県子どもの読書活動推進計画に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村、学校等、公立図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を行い、互いの交流に努めるものとする。

2 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えることに努めるものとする。

3 県民は、地域において、学校等、図書館その他の読書活動に関係する施設又は読書活動を推進する団体等と連携して、あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

(徳島県読書活動推進期間)

第六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十三日から五月十二日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。

2 県は、徳島県読書活動推進期間の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第七条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

「北島町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

所 属	氏 名
北島中学校教諭	三宅 輝
北島小学校教諭	山田 暉子
北島南幼稚園長	河島 恵子
北島町立保育所長	稲井 知子
北島町子育て支援課長 (こども家庭センター長)	朝野 真紀
北島町児童館館長	三金 直子
北島町立図書館等協議会委員長	小西 昌幸
おはなしワンワンくらぶ代表	兵頭 和世
北島町教育委員会事務局長	大西 徹
北島町立図書館長	亀井 三恵子